

大船渡市地域防災計画修正案の概要（令和元年度修正）

1 計画修正の趣旨

大船渡市地域防災計画（以下、「市計画」という。）は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成し、毎年検討を加える計画で、東日本大震災以降、応急活動体制を見直し、また、近年の台風や大雨災害に係る災害の教訓を踏まえた計画の修正を行ってきた。

今回の修正では、国が平成 29 年 7 月九州北部豪雨を踏まえ、防災基本計画を修正したこと、及び、岩手県が初動医療体制の見直しなどのため岩手県地域防災計画を修正したことなどを踏まえて、市として市計画の修正を行うものである。

2 計画修正の概要

(1) 防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成 29 年 7 月九州北部豪雨を踏まえた修正

修正内容

- (ア) 市は、水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等の発令基準を設定する。
- (イ) 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤などの整備を行うこと。

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

修正内容

- (ア) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成及び避難訓練を行わなければならない。
- (イ) 市は、国・県等が組織した大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と密接な連携体制を構築する。

(2) 県地域防災計画修正に伴う見直し

ア 初動医療体制の修正

修正内容

(ア) 岩手DMATの派遣等について、大船渡病院のDMAT数が変更となったこと。

(3) その他所要の修正

ア 警報・注意報発表基準の修正

修正内容

(ア) 盛岡地方気象台が発表している「警報・注意報発表基準一覧表」等が更新されたことに伴う修正。

イ 資料編の時点更新及び新規締結協定等の追加

修正内容

- (ア) 盛川水系洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表の修正。
- (イ) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表の修正。
- (ウ) 新たに締結した協定の追加。

3 計画修正の主な内容

(1) 防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成 29 年 7 月九州北部豪雨を踏まえた修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 市は、水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等の発令基準を設定する。	本 第 2 章第 6 節	P. 5
② 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤などの整備を行うこと。	本 第 2 章第 18 節	P. 11

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成及び避難訓練を行わなければならない。	本 第 2 章第 6 節	P. 6
② 市は、国・県等が組織した大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と密接な連携体制を構築する。	本 第 2 章第 16 節	P. 8-9

(2) 県地域防災計画修正に伴う見直し

ア 初動医療体制の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 岩手DMATの派遣等について、大船渡病院のDMAT数が変更となったこと	本 第 3 章第 15 節	P. 38

(3) その他所要の修正

ア 警報・注意報発表基準の修正

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 盛岡地方気象台が発表している「警報・注意報発表基準一覧表」が更新されたことに伴う修正。	本第 3 章第 2 節	P. 16-21

イ 資料編の時点更新及び新規締結協定等の追加

修正内容	計画該当箇所	修正案
① 協同組合南三陸ショッピングセンターと新たに締結した協定について追加するもの。	資 2-6-4	P. 1-2
② 盛川水系洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表にある施設の削除を行うもの。	資 2-16-8	P. 3
③ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表にある施設の追加や削除を行うもの。	資 2-18-6	P. 4-5
④ ヤフー株式会社と新たに締結した協定について追加するもの。	資 3-4-5	P. 6-7
⑤ 三菱自動車工業株式会社と新たに締結した協定について追加するもの。	資 3-6-8	P. 8-11